

会 務 月 報

第346号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第7回総務・財務委員会議事概要

日 時 平成23年11月14日（月）13:30～16:35

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 大内達史 副委員長 西村 武

委 員 鈴木勇人、佐々木宏幸、高橋祥治、小西郁吉、井上精二

担当副会長 山田美光

事務局 高津専務理事、北野常務理事、恩田、吉田、前田、千浜、
松谷、赤土

欠席者 委 員 曾田賢治

1. 議事

（1）新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況について

新法制度検討ワーキンググループ（WG）において現在検討している（仮称）建築士事務所法について、同WGの委員である三栖会長及び高津専務理事より、資料1により次の趣旨の説明がなされた。

（仮称）建築士事務所法については、日事連の5つの常置委員会に同WGの岡本主査等が出席して経過報告を行い、意見を聞くことにしている。WGで検討すべき事項はある程度の体系（たたき台）まで作成できたが、WG以外の日事連の実務に携わっている会員にも意見を聞いて、反映すべきところは取り込んで進めていきたいと考えている。建築士事務所法についてはなるべく多くの意見が欲しいので、意見がある場合は各委員または単位会等から日事連事務局へ提出して欲しい。

（2）平成23年度上半期事業報告及び収支報告について

1）平成23年度上半期事業報告について

事務局より平成23年度上半期事業報告案について、資料2-1により該当項目の内容について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

①会員・構成員異動

②会員増強検討WGでは、単位会への会員増強に関するアンケート調査結果を踏まえた中間報告（叩き台）をまとめ、単位会に対し意見提出の依頼を行った。

③新法人移行検討WGで作成した日事連新定款案の中間報告を行い、単位会に意見を求めたのち、内閣府公益認定等委員会の窓口相談を受けた。

④単位会の公益法人制度改革への対応状況

⑤年次功労者表彰

⑥日事連建築賞

⑦平成24年度の適合証明登録業務の実施に向けては、昨今の不適正業務が多発していることを踏まえ、その適正化を念頭におきつつ日事連と住宅金融支援機構とで協議を行っているところである。

⑧第36回建築士事務所全国大会（福島大会）の中止に伴い、福島会がこれまで準備に要した経費のうち、479万円を日事連が負担することとした。

⑨表彰規程を一部改正し、年次功労者表彰及び特別功労者表彰について、全国大会以外の行事でも表彰できるようにした。

⑩50周年記念事業特別委員会のもとに「事業企画運営WG」及び「50周年記念誌WG」を設置することとした。

2）平成23年度上半期収支報告について

事務局より平成23年度上半期一般会計、福利厚生特別会計及び適合証明業務登録機関特別会計の収支決算について、資料2-2により説明がなされた。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2のとおり常任理事会に提案することとした。

（3）一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

事務局より一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について、資料3により次の趣旨の説明がなされた。

日事連は平成22年12月6日の理事会で一般社団法人への

移行を決定した。一般社団法人移行申請に伴う提出書類の一部として、公益目的支出計画を作成する必要があり、収入を伴わない以下の事業を公益目的事業として公益目的支出計画（案）を作成した。

1) 公益目的事業 公1（新規事業）

建築復興支援センター事業

2) 継続事業 継1（従来から行っている事業）

①苦情解決事業 ②建築士事務所全国大会事業 ③日事連建築賞事業 ④内外の関係団体との協力事業 ⑤調査研究事業 ⑥国、地方公共団体等への要望事業 ⑦キャンペーン・広報・ホームページ事業

平成22年度決算をベースに計算した結果、初年度の公益目的財産額は約5億3,820万円となり公益目的支出計画実施期間は3年が見込まれる。

なお、公益目的支出計画は、計算上、公益目的財産額から公益目的事業費を差し引いていくものであり、法人の純資産額を減らすことを求められているものではない。

委員からは3年で公益目的財産額が0になって大丈夫なのかとの質問が出されたが、選択した公益目的事業にかかわる支出を、計算上充当していくだけで、その他の事業で得た収益等の剰余金は別途積み立てていくこともできるので、実施期間の長短は問題ない旨事務局より回答がなされた。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

（4）一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について

事務局より一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

一般社団法人移行申請に伴う定款変更については、12月5日に開催する臨時総会で議案として承認を得る内容である。定款変更案は、現行の定款を生かしつつ、内閣府作成の『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』を参考として作成したものである。定款変更案は平成23年6月の全国会長会議で中間報告し、意見を求めたが特段の意見はなかった。その後、内閣府公益認定等委員会事務局等との窓口相談を経て、資料4の定款変更案としたものであるが、窓口相談での指摘事項は移

行認可を保証するものではないこと、また日事連が平成24年4月1日の移行登記を目途にしていることについては、申請が集中しているため平成23年12月の申請では間に合わないと思われる旨の説明を受けた。また、平成23年12月に申請して、平成24年4月1日の移行の認可が間に合わない場合は、例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意向によって調整が可能である旨の説明を受けた。これらのことを踏まえ、一般社団法人移行申請に伴う定款変更を行おうとするものである。なお、付帯事項として、内閣府公益認定等委員会へ認可申請を行った際の定款変更に係る指摘事項等が生じた場合の内容修正は会長に一任すること及び平成23年12月に行う内閣府公益認定等委員会への認可申請で、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記に変更することを記載した。

協議の結果、資料4のとおり常任理事会に提案することとした。

（5）平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

事務局より平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法（案）について、資料5により次の趣旨の説明がなされた。

この資料は、平成21年12月1日に開催した全国会長会議申し合わせ事項の資料を基にして平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法に合わせて年月日等の変更を行った資料である。12月5日に開催する全国会長会議で申し合わせ事項として決定し、平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法を進めていく予定である。

協議の結果、資料5のとおり常任理事会に提案することとした。

（6）平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について

事務局より平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について、資料6により次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、平成22年度及び平成24年度に改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行うこと及び平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数

の状況により判断することを平成22年12月理事会で決定した。平成23年9月の理事会では、平成24年度に向けて適合証明業務の適正化を念頭に適合証明登録制度の見直しを住宅金融支援機構と検討を進めている状況の説明を行い、その後も継続して住宅金融支援機構と協議を進めてきた。

この協議において、日事連からの確認事項を提示したところ、住宅金融支援機構より次の趣旨の見解が示された。資料6は、確認事項についての住宅金融支援機構の見解を改定事項の比較表としてまとめたものである。

①登録講習会については、講習時間を従来の3時間程度（半日講習）を6時間程度（1日講習）とし、講習の最後に受講理解度を確認するため、受講者に「理解度確認チェックシート」の記入を課す。

②業務調査については、「関係書類のみの調査」を倍増し、2年間で100事務所を対象に実施する。

③適合証明技術者の個別業務のチェックとして、適合証明書に検査チェックリスト及び確認した関係書類の添付の義務づけ、融資利用者への開示、金融機関が適合証明書及び添付された関係書類の内容確認を行う仕組みを導入する。また、適合証明技術者が適合証明書及び関係書類を作成する場合は、住宅金融支援機構が開発・運営するサイトで作成するようにし、必要箇所を入力しないと書類が発行できない仕組みを導入する。

④登録料、受講料等の改定については、慎重かつ十分な検討を行う。

⑤セーフティネットとして、適合証明業務にかかわる賠償責任保険について、任意加入を前提に住宅金融支援機構において損保会社と商品化の検討を進める。

協議の結果、登録料、講習料等の費用にかかわる事項については、総務・財務委員長等と相談しつつ、早急に住宅金融支援機構と検討・協議を行う。また、資料6のとおり常任理事会に提案することとした。

（7）建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

事務局より建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充

等と加入促進パンフレットの作成について、資料7により次の趣旨の説明がなされた。

建賠保険等調査専門委員会では、建賠保険についてその課題、改善について検討を行っているが、会員事務所の加入促進を図るにあたり、会員と非会員の差別化、会員の補償の拡充等を図ることが重要と考え、会員の補償の拡充等を検討してきた。

平成24年度より会員向けに以下の補償の拡充等を行いたい。

①地盤起因損害（地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害）に関する補償拡充

現行の建賠保険においては地盤に係る事故については補償金額が50%に制限されている。これを会員に限り、保険料の値上げをせずに60%に引き上げる。

②事故割増規定の緩和

現行の建賠保険では事故件数に応じて保険料の事故割増規定が適用され、1件100%、2件200%、3件300%となっておりこれが5年間続くことになる。このため高額な保険料を支払っている事務所においては事故が起きた場合に保険金を請求しにくい状況となっている。このことを勘案し、保険料30万円以上の会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を減減する。

③建築士事務所を廃業した場合の新たな保険

会員として建賠保険に加入している事務所が建築士事務所を廃業した後も、廃業する前に行った設計業務に起因する事故による損害賠償を補償する新たな保険を提案する。

また、会員の建賠保険への加入を促進するため、日事連の建賠保険の特色、特約等を分かりやすくまとめた簡易なパンフレットを正規のパンフレットとは別に作成し、単位会を通じて会員に配布する予定で検討中である。

協議の結果、資料7の2.（2）「建築士事務所を廃業した場合の新たな保険」と2.（3）「事故割増規定の緩和」を入れ替える等、資料の一部を訂正して常任理事会に提案することとした。

（8）平成23年度会費減免申請について

事務局より平成23年度会費減免申請について、資料8によ

り説明がなされた。

大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができるよう、6月の総会で会費規程を改正した。

今般、岩手会及び福島会の2会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費（岩手会17構成員、福島会11構成員）についての当該構成員の会費免除申請書が、罹災証明書の写し等を添えて提出されたので、平成23年度構成員割会費を免除したい。

なお、宮城会は必要書類が整った段階で追って申請するとのことである。

協議の結果、資料8のとおり常任理事会に提案することとした。

（9）第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回臨時総会等の日程及び運営等について

事務局より第114回建築士事務所協会全国会長会議及び一般社団法人への移行申請にかかわる定款変更を行うために開催する第57回臨時総会等の日程及び運営等について、資料9により説明がなされ、異議無く資料9のとおり常任理事会に提案することとした。

次回委員会開催予定

平成24年2月17日（金）13:30～16:00

（配付資料）

資料1：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告他

資料2-1：平成23年度上半期事業報告書

資料2-2：平成23年度上半期収支報告書

資料3：一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

資料4：一般社団法人移行申請に伴う定款変更の承認の件

資料5：平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

資料6：平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度

について（案）

資料7：建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

資料8：平成23年度会費減免申請について

資料9：第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回臨時総会等の日程及び運営等について

■平成23年12月通常理事会議事概要

1. 日時 平成23年12月5日（月）10:00～11:45

2. 会場 八重洲富士屋ホテル3F「赤松の間」

3. 理事会構成者数及び出席者数 理事会構成者数 34名
出席者数 28名
（内、表決委任状提出者1名含む）

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、
中野 満、西村 武

理 事 秋野卓生、上原伸一、荻原幸雄、河野 久、
佐野吉彦、鈴木眞生、水谷達郎、水庭武宣、
宮原克平、森野美徳、吉田 敏、割田正雄

監 事 岡田利一、甲斐孝明、栗原憲昭

欠席者（表決委任者）理事：村山高文

欠席者 理事：浅野善治、大野和男、岡部明子、富田 裕、
野呂幸一、馬場錬成

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課
長、鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議 事

（1）議長 三栖邦博会長

(2) 議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上原伸一理事、佐野吉彦理事

(3) 議決事項

- 1) 常任理事会専決事項の承認の件（平成23年11月16日、常任理事会決定）

事務局から、次の常任理事会専決事項について資料1により説明がなされた。

- ①第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回臨時総会等の日程及び運営等の決定の件

第114回建築士事務所協会全国会長会議及び一般社団法人への移行申請に係る定款変更を行うために開催する第57回臨時総会等の日程及び運営等について次のとおり決定した。

平成23年12月5日(月) 会場：八重洲富士屋ホテル
12:30～13:30 政経フォーラム(2F「桜の間」)
13:40～16:30 建築士事務所協会全国会長会議
(2F「桜の間」)

16:35～17:00 臨時総会 (2F「桜の間」)
議長より、常任理事会で決定した同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

- 2) 平成23年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件

専務理事及び常務理事より、資料2-1及び資料2-2によって平成23年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、東日本大震災後の復旧、復興への対応や様々な課題に単位会及び関係団体と連携し、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るため、各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成23年度上半期事業報告及び収支報告

は、11月11日の監査会、11月14日の総務・財務委員会及び11月16日の常任理事会でも説明し、特段の指摘事項はなかった。

平成23年度上半期監査報告

岡田監事より、平成23年11月11日に行った監事による監査報告が次のとおり行われた。

- i) 事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。

- ii) 理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料2-1及び資料2-2のとおり平成23年度上半期事業報告及び決算報告を承認し、本日の午後に開催する第114回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

- 3) 一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等の承認の件
大内総務・財務委員長及び専務理事から一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について資料3により、次の趣旨の概要説明がなされた。

日事連は平成22年12月6日の理事会で一般社団法人への移行を決めた。一般社団法人への移行要件として、公益目的支出計画を作成する必要がある。日事連では、収入を伴わない事業を公益目的事業として公益目的支出計画(案)を作成した。公益目的事業では、①新規事業として、建築復興支援センター事業を、②継続事業(従来から行っている事業)として、1. 苦情解決事業、2. 建築士事務所全国大会事業、3. 日事連建築賞事業、4. 内外の関係団体との協力事業、5. 調査研究事業、6. 国、地方公共団体等への要望事業、7. キャンペーン・広報・ホームページ事業をあげた。

これらの事業にあてる公益目的財産額は、平成22年度決算をベースにすると約5億3,820万円(平成22年度末の貸借対照表正味財産額+引当金(事務所移転、周年記念、財政安定)－退職給付引当資産－時価評価資産の帳簿価額と時価の差額)が見

込まれる。公益目的支出計画では、平成23年度予算をベースにすると、その実施期間は3年間が見込まれる。なお、公益目的支出計画は移行に当たって、それまでの公益目的財産額から今後の公益目的事業費を差し引いて計算上0とするものであるが、法人の純資産額を減らすことを求められているものではなく、別途収益事業等による収支余剰額を積み立てていくことができるものである。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料3のとおり一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等を承認し、本日の午後開催する第114回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

4) 臨時総会議案の承認の件

①一般社団法人移行申請に伴う定款変更の承認の件

大内総務・財務委員長及び専務理事から一般社団法人移行申請に伴う定款変更について資料4により、次の趣旨の概要説明がなされた。

一般社団法人移行申請に伴う定款変更については、12月5日に開催する臨時総会で議案として承認を得る内容である。定款変更案は、現行の定款を生かしつつ、内閣府作成の『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』を参考として作成したものである。

定款変更案は総務・財務委員会等で検討を行い、理事会に報告後、平成23年6月の全国会長会議で中間報告として報告し、意見を求めたが特段の意見はなかった。その後、内閣府公益認定等委員会事務局等との窓口相談を経て、資料4の定款変更案としたものであるが、窓口相談での指摘事項は移行認可を保証するものではないこと、また日事連が平成24年4月1日の移行登記を目途にしていることについては、申請が集中しているため平成23年12月の申請では間に合わないと思われる旨の説明を受けた。平成23年12月に申請して、平成24年4月1日の移行の認可が間に合わない場合は、例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意向によって調整が可能である旨の説明を受けた。これらのことを踏まえ、一般社団法人移行申請に伴う定款変更を行おうとするものである。なお、

付帯事項として、内閣府公益認定等委員会へ認可申請を行った際の定款変更に係る指摘事項等が生じた場合の内容修正は会長に一任すること及び平成23年12月に行う内閣府公益認定等委員会への認可申請で、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記に変更することを記載した。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料4のとおり臨時総会の議案の一般社団法人移行申請に伴う定款変更を承認し、本日の午後開催する第57回臨時総会に提案することとした。

これに関連して、上原理事より次の趣旨の意見があった。

今回の定款変更について異議はないが、今後検討願いたいこととして、第5条の正会員の資格で、「建築士事務所の開設者を社員とし、その名称中に建築士事務所協会という文字を用いる法人」となっているが、各県で複数の正会員資格がある団体が設立され、日事連に入会申込がなされたときの対応として各県一団体とすることができるのかを検討をすること。また、定款変更の附則で「この法人の最初の代表理事は三栖邦博とする。」となっているが、平成25年4月1日の移行登記となった場合はどのようなのか。

これに対し、事務局から以下のような回答があった。

一法律上は各県に複数の団体があることを排除していない。しかしながら、既存の正会員との関係等の問題もあり、具体的な事案がでてくれば今回の定款変更の問題とは別に検討をする必要があると考えられる。また、一般社団法人移行申請には定款変更の附則に代表理事名を記載しなければならないことが要件とされているため、一般社団法人移行申請時点での代表理事として現会長名を記載した。なお、平成25年4月1日の移行登記となり、代表理事の変更がある場合にはその時点で内閣府公益認定等委員会事務局等との協議結果を理事会に説明し、対応することになる。

5) 建築士定期講習の平成24年度からの講習受講手数料に関する基本合意事項の承認の件

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」

の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の概要説明がなされた。なお、この議題の基本合意を行う一方の当事者となる団体に所属する鈴木眞生理事は議決に加わらず退席した。

「建築士定期講習」の受講料について、民間登録講習機関と競合し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築技術教育普及センター（建築教育センター）より、受講料の減額の見直し案について提案があったが、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、受講料減額分を関係三者（単位会、日事連、センター）が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針が決定した。

日事連では、関係三者（単位（士）会、連合会、センター）の負担割合を修正した見直し案を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。その後、8月22日付で、建築教育センターより、会場費の実効的な削減が図られることを条件に、日事連の提案を基本的に了承する旨の回答がなされた。さらに、9月8日及び10月31日には、三者間（建築教育センター、士会連、日事連）の役員レベルによる意見交換がなされ、受講料収入の配分を一律に削減するものの、会場費は一定額を確保し、従来どおり建築教育センターが負担するという受講料見直しに向けた基本的な考え方について三者で確認し、今後、各連合会で機関決定の上、本年12月中旬には三者間で合意書の締結を行うこととしている。平成24年度からの受講料見直しの基本合意事項は、次のとおりである。

①平成24年度から平成26年度の建築士定期講習の受講手数料を12,286円（税込12,900円）とする。

②講習受講手数料の変更に伴う業務委託経費は、以下のとおりとする。（税抜）

1）士会連及び日事連 560円/人

2）建築士会及び建築士事務所協会 5,176円/人

③特記事項等

1）会場費負担のルール

これまでと同様な考え方とするが、会場費全体の抑制を図るため、講習実施計画の策定にあたり、単位会、連合会、建築教育センターが連携し、適切な会場確保に努めることとする。なお、この結果、今後、会場費の削減が図られた場合は、将来において、この配分案を再度協議するものとする。

2）受講手数料の再協議

本受講手数料改定については、受講者数が現行程度で維持される前提に立つものであり、今後、受講者数の大幅な増減があった場合は、再度協議するものとする。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5のとおり建築士定期講習の平成24年度からの講習受講手数料に関する基本合意事項を承認し、本日の午後に開催する第114回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

6）平成24年度以降における管理建築士講習実施方針等の承認の件

上野教育・情報委員長及び専務理事より、平成24年度からの管理建築士講習実施方針等について資料6によって次の趣旨の概要説明がなされた。なお、この議題の平成24年度以降における管理建築士講習実施方針等の一方の提案者側の当事者となる団体に所属する鈴木眞生理事は議決に加わらず退席した。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築教育センターより、本年11月27日後の受講者数が大幅に減少するため、管理建築士講習の実施方法について大幅な見直しが必要であるとして、実施方針の見直し案（見直し案）が提示された。

教育・情報委員会では、日事連としての平成24年度以降の同講習の実施方針を決めるにあたり、単位会に対し見直し案に対する意向の調査（アンケート調査）を行った。その調査結果を踏まえ教育・情報委員会は、日事連及び単位会は平成24年度以降も管理建築士講習に関わっていくこととし、実施については概ね次のこととした。

（1）講習の実施方法について

①アンケート調査では、「ブロック協議会で調整の上、実施方

法を決定したい」が30単位会を占めていることに鑑み、各ブロック協議会で資料6の実施方法等を検討・調整する。

②講習は原則として小規模のDVDを用いた講習とする。なお、東京、大阪については、規模を勘案し、講師対面講習とする。

③講習実施方法の検討にあたっては、民間登録講習機関が講習を行わない場合には、極力、当該単位会にて講習を実施するとともに、地方行政の意向も確認し、十分な配慮を行う。

(2) 受講料収入の配分についてアンケート調査の結果では、「現行の配分ルールが望ましい」が28単位会もあることから、そうした意向等を十分に踏まえ、平成24年1月末を目途に、本会と建築教育センターとの間で交渉を行うこととしたい。なお、平成24年度からの講習開始に間に合わせるため、具体的な配分方法については、教育・情報委員長に一任いただきたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおり平成24年度以降における管理建築士講習実施方針等を承認し、本日の午後開催する第114回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとするが、「平成24年度以降における管理建築士講習実施方針等の見直し」との標題は誤解を招くおそれがあるため「見直し」の字句を削除することとした。

7) 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の承認の件

大内総務・財務委員長及び専務理事から平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について資料7により、次の趣旨の概要説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、昨年の12月理事会で平成22年度及び平成24年度に改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行うこととした。なお、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとした。本年9月の理事会で、平成24年度に向けて適合証明業務の適正化を念頭に適合証明登録制度の見直しを住宅金融支援機構（支援機構）と検討を進めている状況の説明を行い、その後も継続して住宅金融支援機構と協議を進めてきた。

この協議において、本連合会からの確認事項を提示したところ、支援機構より次の趣旨の見解が示された。資料7は、確認事項についての支援機構の見解を改定事項の比較表としてまとめたものである。

①講習会の実施方法については、開催地、講義方法（基本はDVD、主要都市については講師対面講習）については、従来通りとするが、講習時間は従来の3時間程度（半日講習）を6時間程度（1日講習）とし、考査は行わず、講習のおわりに受講者に受講理解度を確認するため「理解度確認チェックシート」の記入を課す。

②登録翌年の業務研修会（任意受講）は、従来通り7会場、講師対面講習とする。

③業務調査については、「立入調査」は従来通り、毎年業務実績の多い上位25事務所（2年間で50事務所）を対象に実施し、「関係書類のみの調査」は、計画的には2年間で100事務所を対象に実施する。

④平成24年度より適合証明技術者の個別業務のチェックとして、1) 適合証明書に検査チェックリスト及び確認した関係書類の添付を義務づけ、融資利用者へ開示すること、また金融機関が適合証明書及び添付された関係書類の内容確認を行う仕組みを導入する、2) 適合証明技術者が適合証明書及び関係書類を作成する場合は、支援機構が開発・運営するサイトで作成する仕組みを導入し、必要箇所を入力しないと書類が発行できない仕組みを導入する（システム開発・運営・管理は支援機構が行う）。

⑤登録料、受講料の改定については、慎重かつ十分な検討を行う。

⑥セーフティネットとしての適合証明業務に係る賠償責任保険については、任意加入を前提に支援機構において損保会社と商品化の検討を進める。

なお、登録料、講習料等の費用に係る事項の支援機構との協議については、総務・財務委員長等と相談しつつ、早急に支援機構と検討・協議を行う。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、登録制度を承認し、本日の午後開催する第114回建築士事

務所協会全国会長会議に報告することとした。

8) 平成23年度会費減免申請の承認の件

大内総務・財務委員長から平成23年度会費減免申請について資料8により、次の趣旨の概要説明がなされた。

6月の総会において大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができるよう、会費規程を改正した。今般、岩手会及び福島会の2会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費（岩手会17事務所、福島会11事務所）についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。なお、宮城会は必要書類が整った段階で追って申請するとのことである。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料8のとおり岩手会及び福島会の構成員割会費に係る平成23年度会費減免申請を承認した。

9) 建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等の承認の件

八島建賠保険等調査専門委員長から建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等について資料9により、次の趣旨の概要説明がなされた。

同専門委員会では、建賠保険についてその課題、改善について検討を行っているが、会員事務所の加入促進を図るにあたり、会員と非会員の差別化、会員の補償の拡充等を行うことが重要と考え、会員の補償の拡充等を検討してきた。

平成24年度より会員向けに以下の補償の拡充等を行いたい。

①地盤起因損害（地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害）に関する補償拡充

現行の建賠保険においては地盤に係る事故については補償金額が50%に制限されている。これを会員に限り、保険料の値上げをせずに60%に引き上げる。

②事故割増規定の緩和

現行の建賠保険では事故件数に応じて保険料の事故割増規定

が適用され、1件100%、2件200%、3件300%となっておりこれが5年間続くことになる。このため高額な保険料を支払っている事務所において事故が起きた場合において保険金を請求しにくい状況となっている。このことを勘案し、保険料30万円以上の会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を削減する。

③建築士事務所を廃業した場合の新たな保険

会員として建賠保険に加入している事務所が建築士事務所を廃業した後も廃業する前に行った設計業務に起因する事故による損害賠償を補償する新たな保険を提案する。

1) 契約者・・・廃業事務所の開設者又はその使用人の代表者

2) 補償対象・・・廃業前に継続して建賠に加入していた期間中に行った設計業務に起因する事故が、保険契約の期間中に日本国内で発見された場合

3) 保険期間・・・5年間

4) 保険料水準・・・廃業する直前の「設計・工事監理料×2か年分」に保険料率をかけたものとする。

また、建賠保険の内容が現行のパンフレットではわかりにくいため、日事連の建賠保険の特色、特約等をわかりやすくまとめた会員向け加入促進パンフレットを正規のパンフレットとは別に新たに作成することとし、現在検討を進めている。建賠保険の内容をわかりやすい概要で伝え、加入への糸口となることを目指すものであり、本年中に作成し、単位会に周知するとともに、会員外にも必要に応じて配布する予定である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料9のとおり建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等を承認し、本日の午後で開催する第114回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

(4) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について

三栖会長及び専務理事から設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について資料10によって次の趣旨の概要報告がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上をめざし、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての日事連としての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度検討ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容について検討を行っている。これまでに13回のワーキンググループを開催した。また、検討の内容や状況等については、本年5月から6月にかけて、常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。また、ワーキングでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会と勉強会を開催し、意見交換を行いつつ検討を進めている。なお、他会からは建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。日事連としては、内部への周知として10月から11月にかけてすべての常置委員会で現在の検討経過の報告、意見交換を行った。また、11月下旬には建築関係4会と国交省を交えた意見交換会があったが、国や士会連等から事務所法の規定がないことによる社会的混乱やトラブル事例が必要であり、それが明らかにされなければ法制化は困難であるとの意見が出された。これらの意見交換等をふまえて平成24年3月を目途に報告書として日事連の考え方をとりまとめる予定である。なお、今後は、トラブル事例を収集していく予定である。また、理事としてこの報告内容について参考となる意見等がある場合は、年明けまでに事務局に提出していただきたい。この報告は、本日の午後に開催する第114回建築士事務所協会全国会長会議に報告するとともに、単位会からも意見を求めることとしている。

これに関連して、荻原理事からかなりハードルは高いがトラブル事例を収集して必要性を訴えるなど頑張っていく必要がある旨の意見があった。

2) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施結果について

専務理事より、UIA2011東京大会は9月26日から2

8日まで開催され、世界110カ国から5,100余名が参加(うち、海外1,900名)した。日事連・東京会共催イベントについては、シンポジウムの参加者は195名、建築士事務所訪問ツアーの3日間の参加者合計は93名(うち外国人参加者46名)であって、概ね好評であった。共催イベント実施経費は438万円となっている旨の報告が資料11によってなされた。

3) 会員・構成員異動報告

平成23年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成23年9月30日現在 正会員46団体

構成員15,165事務所、賛助会員4社

平成23年10月31日現在 正会員46団体

構成員15,148事務所、賛助会員4社

<配付資料>

資料1：第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回臨時総会等の日程及び運営等について

資料2-1：平成23年度上半期事業報告書

資料2-2：平成23年度上半期収支報告書

資料3：一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

資料4：第57回臨時総会議案書

資料5：「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて(案)

資料6：平成24年度以降における「管理建築士講習」の実施方針等について

資料7：平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について(案)

資料8：平成23年度会費減免申請について

資料9：建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加

入促進パンフレットの作成について

資料10：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料１１：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催
イベント実施報告

資料１２：会員・構成員異動報告書

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成24年1月16日 構造技術専門委員会
17日 50周年記念誌WG
18日 新法制度検討WG
24日 東日本大震災対策本部会議
25日 事業企画運営WG
26日 業務・技術委員会
27日 建築士事務所の管理研修会
テキスト執筆委員会
教育・情報委員会
2月 1日 広報・渉外委員会
2日 50周年記念事業特別委員会
8日 指導運営委員会
9日 会員増強検討WG